

**令和6年11月 防災対策特別委員会資料**

# **防災対策の今後の取組について**

- 1 受援計画の策定状況について……………2**
- 2 消防局における受援計画について……………26**
- 3 上下水道局における受援計画について……………41**

**防災危機管理室、消防局、上下水道局**

**令和6年11月**

# 1 受援計画の策定状況について

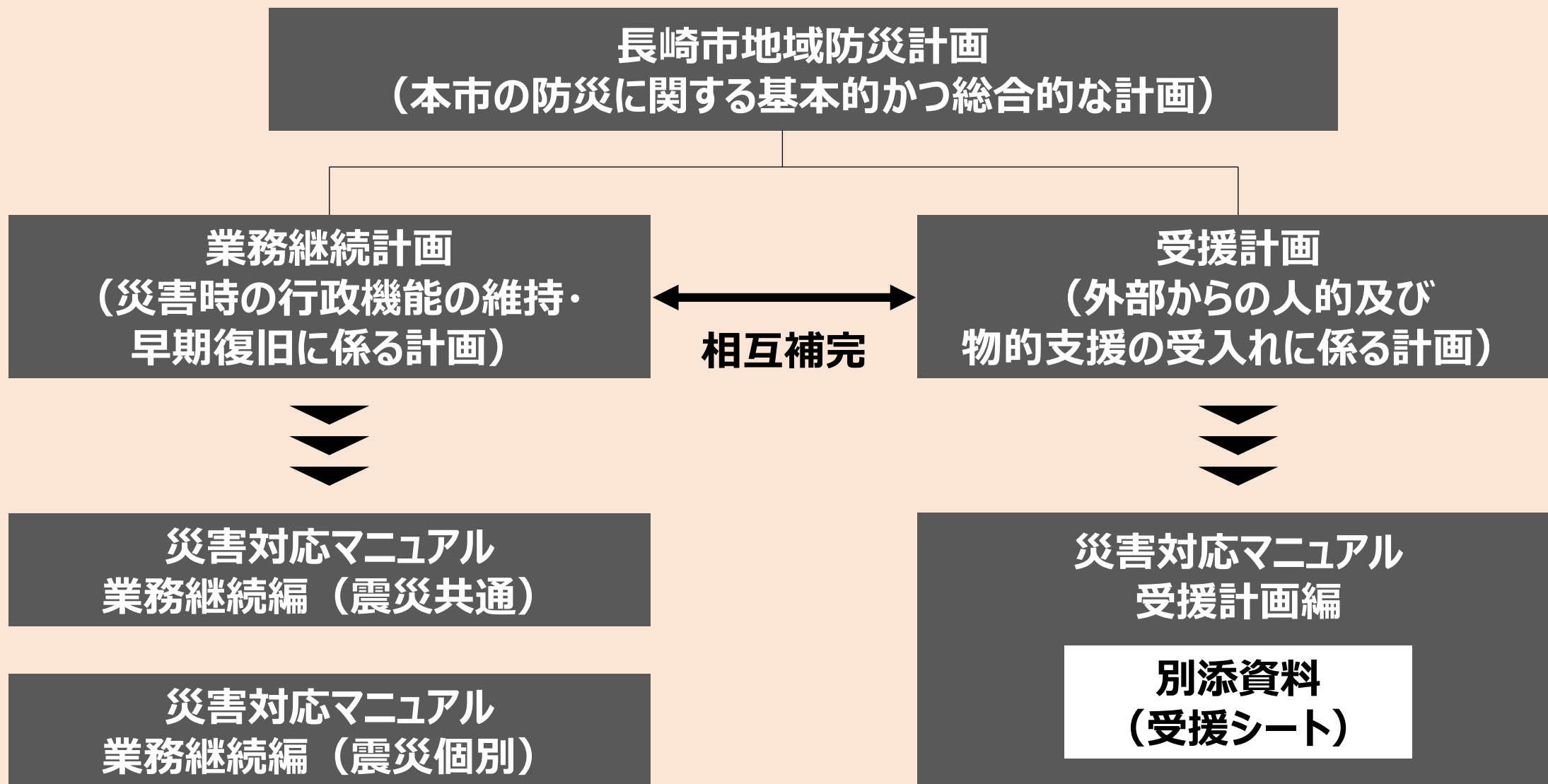
- (1) 受援計画の概要について……………3
- (2) 人的支援について ……………10
- (3) 物的支援について ……………18

**(1) 受援計画の概要について**

(2) 人的支援について

(3) 物的支援について

# ア 受援計画の位置づけ



## イ 発動要件

- (ア) 市域で震度 6 弱以上の地震または大規模な風水害が発生した場合**
- (イ) その他、大規模な災害が発生し、本部長が必要と認めた場合**

## ウ 発動期間

**業務継続計画と整合性を図るため「発災後 1 か月」を基本とするが、必要に応じて、発災後 1 か月以降の応援受入れも想定する。**

**応援受入れの対応の終了時期は、災害の規模により異なる。**

# Ⅰ 受援体制

応援を円滑に受け入れるため、長崎市災害対策本部内及び応援を受け入れる各班に次のとおり班及び担当者を設置する。

## 組織

総括班 (防災危機管理室)	12人	災害対策本部会議の開催及び運営、災害対策本部内の各班との連絡調整を行う。
受援班 (行政体制整備室)	7人	受援が必要な規模の災害が発生した場合に、災害対策本部内に設置し、人的支援に関する他機関との連絡調整や庁内の情報収集及び全体調整を行う。
物資班 (国民健康保険課) (住民情報課) (中央卸売市場)	60人	災害対策本部内に配置し、物的支援に関する他機関との連絡調整や庁内の情報収集及び全体調整を行う。

※R6.4.1現在

# Ⅰ 受援体制

## 組織

<p>保健総務班 (地域保健課) (地域医療室) (健康づくり課) (後期高齢者医療室) (感染症対策室) (各診療所) (動物愛護管理センター)</p>	99人	<p>受援が必要な規模の災害が発生した場合に、長崎県に設置される「保健医療福祉調整班」との連携により、必要な専門職等の受入れに関する調整を行う。</p>
<p>ボランティア班 (市民協働推進室)</p>	15人	<p>「災害ボランティアセンター」を設置し、被害状況や被災者ニーズなどに関する情報収集・発信を行うとともに、社会福祉協議会と連携して「災害ボランティアセンター」の運営を行う。</p>

※R6.4.1現在

# Ⅰ 受援体制

## 担当者

### 受援担当者 (全ての班)

全ての班は応援職員の受入れに関する受援担当者（原則、課長補佐または係長とする。）を設け、応援職員の配置や、庁内職員との業務分担などを行うとともに、受援班に対して受入状況の報告などを行う。

### 物資担当者 (契約班) (動員・避難班) (庁舎管理班) (土木班) (各総合事務所 調査復旧班)

物資の調達及び輸送を円滑に行えるよう、物資班との連携や、避難所に必要な物資の把握、道路等の被害調査及びその応急対策を行う。

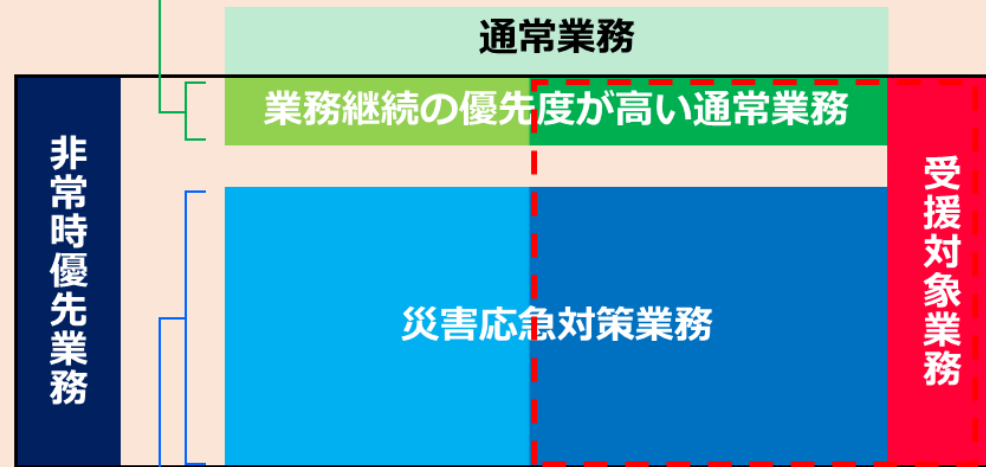


# オ 受援対象業務

非常時優先業務には、災害時特有に発生する災害応急対策業務、各所属のうち、災害時でも市民の生活・財産・経済活動等を維持するため、休止させられない優先度が高い通常業務がある。

選定した受援対象業務について、効率的な支援を受けるため、各班は、受援シートを作成するものとする。

災害時でも休止させられない通常時の業務



災害時特有に発生する業務

## 主な受援対象業務

### 【災害応急対策業務】

- ・避難所の運営
- ・罹災証明書の発行
- ・災害復旧・給水活動
- ・その他必要と認める業務 等

### 【業務継続の優先度が高い通常業務】

- ・業務継続計画における優先順位が高い業務  
(支援が必要な高齢者等への訪問、健康状況把握  
遺体の安置・火葬 等)

(1) 受援計画の概要について

(2) **人的支援について**

(3) 物的支援について

# ア 人的支援の基本的な考え方

大規模災害発生時に、人的支援の受け入れを円滑に実施するため、受入業務の手順や受援を担当とする班の役割分担を明確化する。

## イ 受援班の役割

### 受援班

#### 受入調整

- ・県（人的支援班）や応援職員派遣機関との応援職員の受入調整
- ・各業務の人的支援のとりまとめ ・各班の受援担当者との応援職員の受入調整

#### 応援要請

- ・行政機関への応援要請 ・災害時応援協定先(人的支援に係る)への応援要請

#### 受援準備

- ・応援職員の活動拠点及び宿泊場所のとりまとめ

#### 業務管理

- ・応援職員の業務の実施状況のとりまとめ

#### 受援終了

- ・市全体の受援業務終了確認・報告

#### 応援申出

- ・人的支援（ボランティアを除く）の申し出の受付及び記録、管理

# ウ 受援担当者の役割

## 受援担当者（応援を受け入れる各班）

### 必要性判断

- ・応援職員における要望の把握及び受援班との連絡調整
- ・受援班との応援職員の受入調整

### 応援要請

- ・各部署で災害時応援協定を締結している場合の応援要請
- ・応援団体との連絡調整、必要な資機材の準備

### 受援準備

- ・応援職員に要請する業務内容・連絡体制・手順等の整理
- ・応援職員の活動拠点及び宿泊場所の確保

### 受入手順

- ・応援職員の受付、業務内容等の説明

### 業務管理

- ・応援職員の業務管理 ・応援職員の交代に係る対応、業務実施状況の報告、調整

### 受援終了

- ・受援業務の終了、受援班への報告

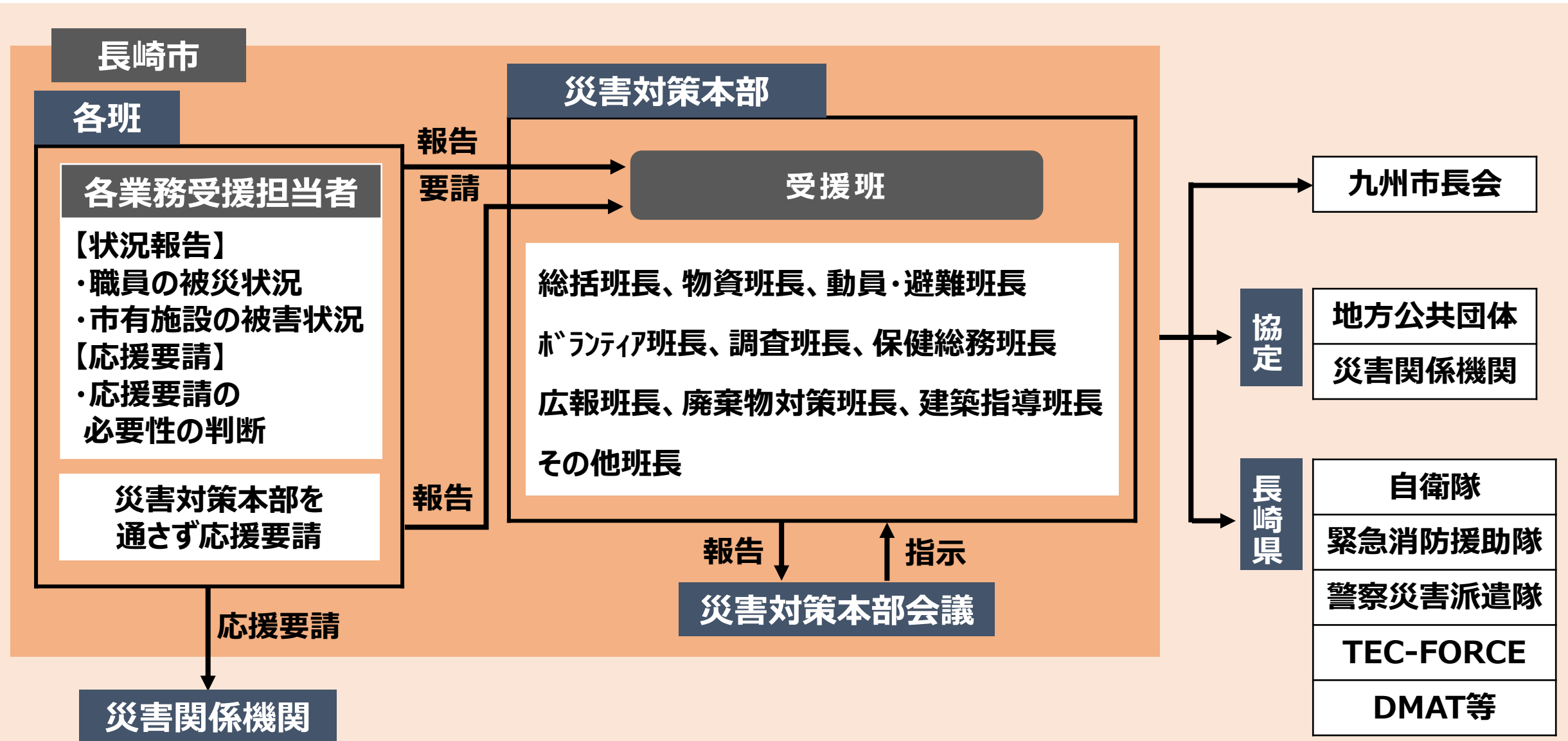
### 応援申出

- ・人的支援（ボランティアを除く）の申し出の受付及び記録、管理

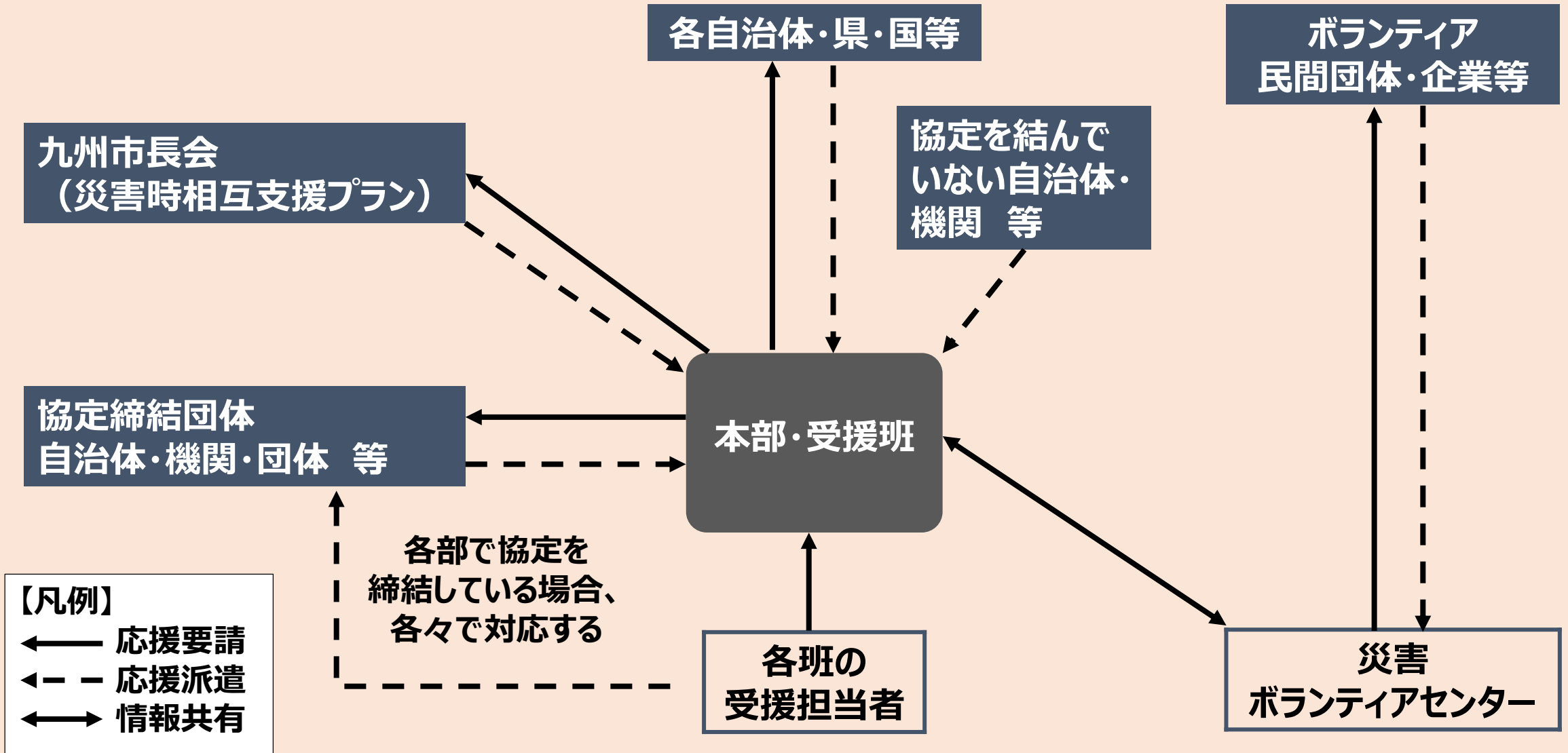
### 精算

- ・各班の受援業務を行った応援職員の費用の支払い等の精算

# Ⅰ 受援業務の位置づけと応援要請の流れ

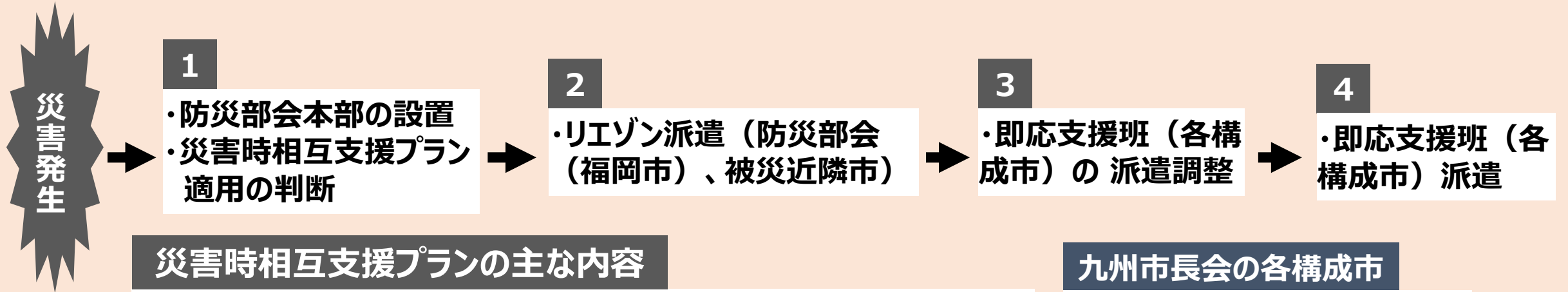


# オ 本部・受援班と関係機関との連携



# カ 応援団体（九州市長会）

## 九州市長会における災害時相互支援プランによる人的支援



### 災害時相互支援プランの主な内容

- (1) 震度6弱以上の地震が発生したときまたは震度6弱以上の地震に相当する災害が発生した場合で、九州市長会会長が九州市長会としての支援が必要と認めるときに適用される。
- (2) 市が被災した場合におけるリエゾン派遣の派遣担当市は佐賀市
- (3) 即応支援班の支援内容は、物資搬送を中心とした避難所支援、被災地の情報収集を行う。
- (4) 即応支援班の活動期間は、九州地方知事会等の広域支援が本格化するまでの期間で、概ね発災から1週間となっている。

### 九州市長会の各構成市

福岡市、久留米市、北九州市、佐賀市、長崎市、佐世保市、大分市、宮崎市、熊本市、鹿児島市、那覇市

## キ 応援団体（保健医療福祉活動チーム等）

被災地内の支援活動については、保健総務班（地域保健課等）が、長崎県保健医療福祉調整班と連携し、状況に応じて、保健医療福祉活動チームの要請、受入れを行う。

また、上記チームに加え、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）や災害医療コーディネーター、保健師等の派遣についても、被災状況に応じて県保健医療福祉調整班へ派遣調整を依頼する。

### 主な保健医療福祉活動チーム

- ・災害派遣医療チーム（DMAT）
- ・日本赤十字社
- ・日本医師会災害医療チーム（JMAT）
- ・災害派遣精神医療チーム（DPAT）
- ・一般社団法人 日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）
- ・日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）
- ・日本看護協会 災害支援ナース
- ・災害支援福祉チーム（DWAT） 等



## ク 応援団体（災害ボランティア）

ボランティア班（市民協働推進室）は、社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセンターの開設を調整する。

「災害ボランティアセンター」の運営業務は社会福祉協議会が行う。

### ＜ボランティアの内容＞

被災地の清掃、がれきの片づけ、炊き出し・食料等の配布、救援物資や義援品の仕分け、その他被災地における軽作業等

## 災害ボランティアセンターの設置場所

被害の規模やフェーズ、本庁から被災地までの地理的条件等を考慮して、災害対策本部付近の市民会館体育館や市庁舎会議室などに災害ボランティアセンターの本部機能等を確保するとともに、必要に応じてサテライトを設置する。

(1) 受援計画の概要について

(2) 人的支援について

**(3) 物的支援について**

# ア 物的支援の基本的な考え方

国や県が必要不可欠と見込まれる物資を調達し、輸送する支援を円滑に受入れる体制を整備するとともに、できる限り早期に具体的な物資の必要量を把握し、物資を調達する支援体制を構築する。

## イ 物資班の役割

### 物資班

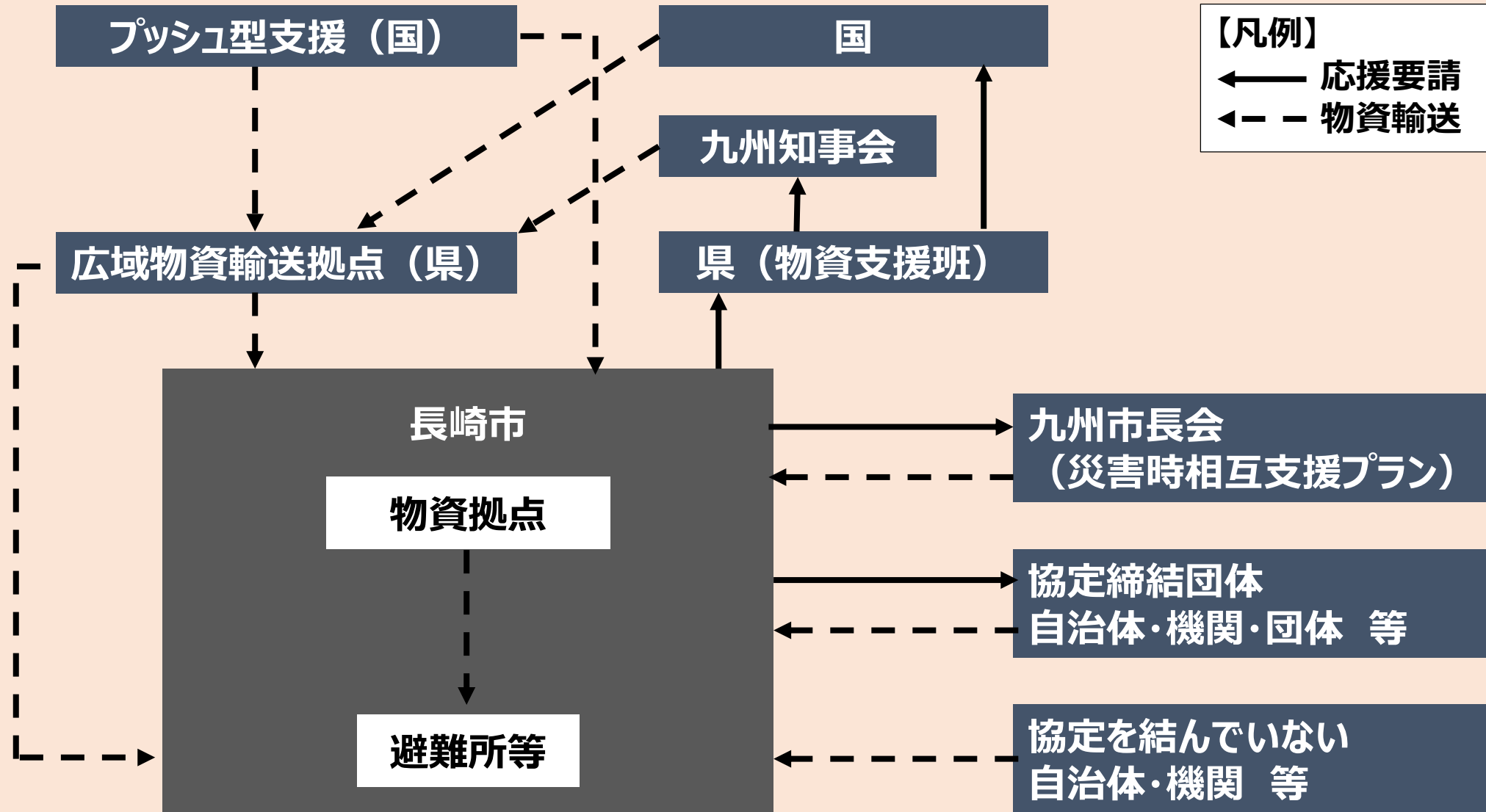
- ・物資等の在庫情報の物資調達・輸送調整等支援システム（内閣府所管）への登録
- ・物資等の配分計画及び物資拠点等の開設
- ・物資拠点等の運営（在庫、入出管理等）
- ・県（物資支援班）との連絡調整
- ・災害時応援協定団体（物的支援に係る）との連絡調整

## ウ 物的支援に関する各班の役割

契約班	28人	・緊急物品の購入
動員・避難班	24人	・避難所要員からの避難所に必要な物資の把握及び要請
庁舎管理班	8人	・災害対策の公用車配備計画及び運行
土木班	79人	・道路啓開計画の策定 ・緊急車両の標章及び証明書の申請
中央・東・南・北 調査復旧班	127人	・道路、橋りょう、溝きよ等の被害調査及びその応急対策 ・市道の障害物の除去

※R6.4.1現在

# Ⅰ 物的支援の基本的な流れ



# オ 物資の搬送

## 市の備蓄物資の配布

発災当初における物資は、市の備蓄場所から指定避難所等へ配布する。

## 市の備蓄場所一覧

管内	計25か所
中央総合事務所管内	市庁舎、西山台倉庫、西工場、北・南各消防署、西部下水処理場、旧江平中学校、小ヶ倉・小榊各地域センター、長崎サンセットマリーナ
東総合事務所管内	東長崎地域センター、東工場、古賀地区市民センター
南総合事務所管内	高島・香焼・三和・野母崎各地域センター、伊王島開発総合センター 野母崎文化センター
北総合事務所管内	琴海・三重・外海各地域センター、長浦事務所、池島開発総合センター、北部学校給食センター

# オ 物資の搬送

## 支援物資の主な物資拠点

国・県からのプッシュ型の物資を物資拠点又は民間事業者の営業所等において受け入れる。

名称	集積場所	住所
市営平和公園駐車場	駐車場	長崎市岡町8-13
市営陸上競技場	JR高架下	長崎市松山町2400-1
市営松が枝町第2駐車場	駐車場	長崎市松が枝町1-17
総合運動公園駐車場	駐車場	長崎市柿泊町2210
南総合事務所駐車場	駐車場	長崎市布巻町111-1
琴海北部運動公園駐車場	駐車場	長崎市琴海大平町638-11
県立総合体育館	体育館	長崎市油木町7-1
中央卸売市場	駐車場	長崎市田中町279-4

# カ 民間事業者における物資の搬送及び営業所等の活用

「災害時における救援物資の荷捌き輸送等に関する協定」を締結している次の民間事業者と連携し、物資の受入及び搬送を行い、民間事業者の営業所等において物資を受け入れる。

## 日本通運株式会社

- ・日本通運株式会社長崎支店  
長崎総合物流センター海運倉庫（小ヶ倉町3丁目）
- ・日本通運株式会社長崎支店  
長崎総合物流センター  
（田中町）

## 佐川急便株式会社

- ・長崎営業所  
（神ノ島町3丁目）

## ヤマト運輸

- ・長崎中央営業所（戸町4丁目）
- ・長崎東営業所（田中町）
- ・長崎北営業所（長与町高田郷）
- ・長崎西営業所（畝刈町）
- ・長崎野母崎営業所（平山町）



## キ 空路・海路を活用した孤立地域への緊急輸送

道路網の分断時に孤立地域などへの物資については、空路及び海路による緊急輸送を行う。

### 空路

手段：防災航空隊、航空自衛隊、警察

離着陸場所（抜粹）：長崎県庁、元宮公園内「衣笠球場」、旧野母崎高等学校  
高島ふれあい多目的運動公園、池島小中学校運動場 等

### 海路

手段：海上自衛隊、海上保安部による船舶

場所：長崎港湾・漁港、長崎漁港尾上地区防災緑地（おのうえの丘）、海の駅

## 2 消防局における受援計画について

- (1) 受援計画の概要 .....27
- (2) 県内消防本部による応援体制 .....31
- (3) 緊急消防援助隊による他県からの応援体制 .....35

# **(1) 受援計画の概要**

(2) 県内消防本部による応援体制

(3) 緊急消防援助隊による他県からの応援体制

# (1) 受援計画の概要

消防組織法  
(市町村の消防相互応援、緊急消防援助隊について規定)

長崎県広域消防相互応援協定

長崎県緊急消防援助隊受援計画

長崎市消防局緊急消防援助隊等受援計画

# (1) 受援計画の概要

## 長崎市消防局の受援計画

### 「長崎市消防局緊急消防援助隊等受援計画」

#### 目 的

消防局が管轄する区域が被災した際に、長崎県広域消防相互応援隊及び緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援体制について、必要な事項を定める。

#### 要 請

消防局管内において大規模災害又は特殊災害が発生し、災害状況及び長崎市の消防力を考慮して大規模な消防の応援等が必要であると判断した場合に応援要請を行う。

# (1) 受援計画の概要

- 第1章 総則
- 第2章 緊急消防援助隊の応援等の要請
- 第3章 長崎県広域消防相互応援
- 第4章 受援体制
- 第5章 応援活動の調整等
- 第6章 部隊移動及び増隊要請
- 第7章 応援等の引揚げの決定
- 第8章 N B C災害における緊急消防援助隊の運用計画
- 第9章 事前計画等
- 第10章 別表等及び添付資料

(1) 受援計画の概要

**(2) 県内消防本部による応援体制**

(3) 緊急消防援助隊による他県からの応援体制

## (2) 県内消防本部による応援体制

### 協定名称

**「長崎県広域消防相互応援」**

### 概要及び目的

消防組織法第39条の規定に基づき、昭和51年4月に県内10消防本部において、火災、救急救助その他の災害の発生に際し、相互に応援し効率的な消防活動を行うことにより、被害を最小限度に防止することを目的とする。

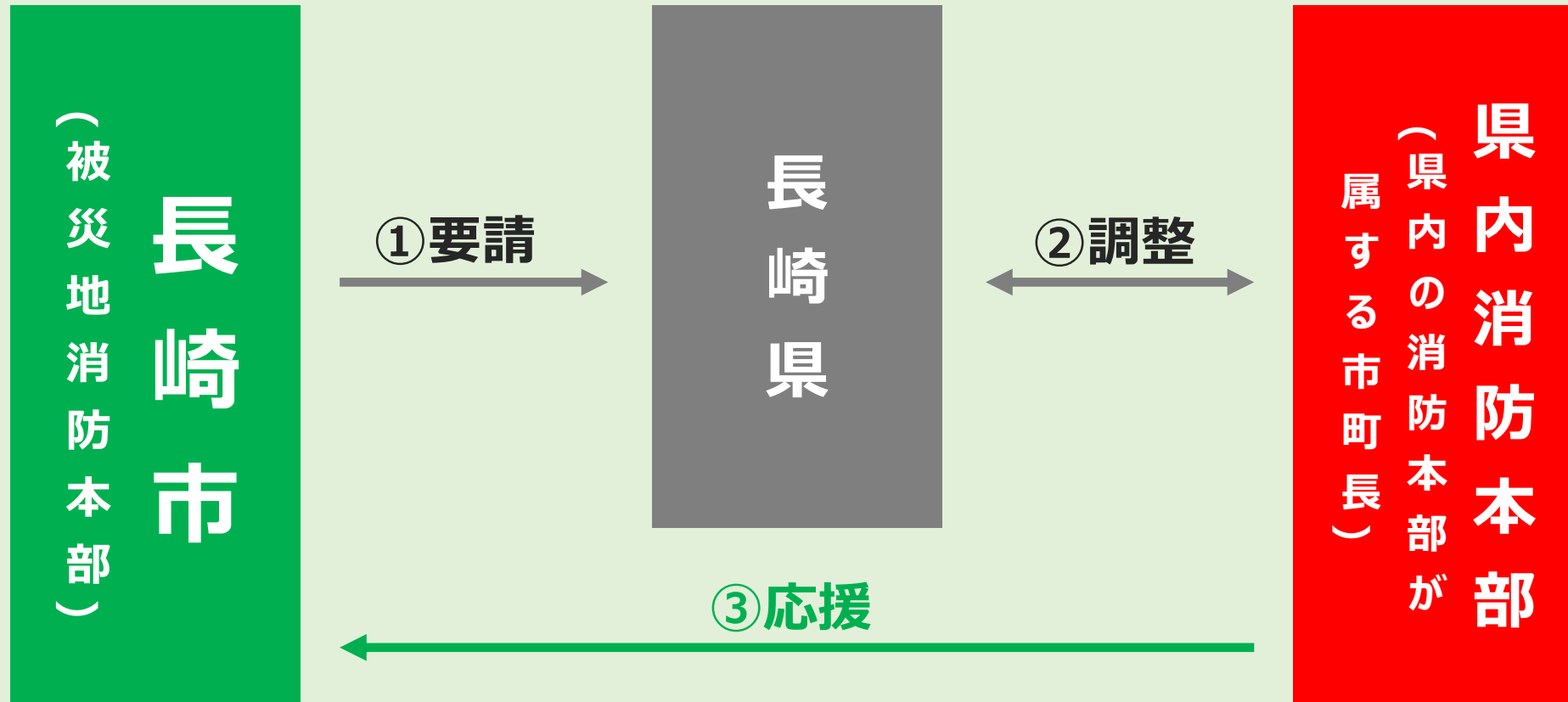
### 消防組織法第39条

**「市町村は、必要に応じ、消防に関し相互に応援するように努めなければならない。」**



# 「長崎県広域消防相互応援」要請系統図

長崎市消防局のみでは、対応できない規模の災害が発生した場合、県を通じて県内の消防本部に応援を要請する。



# 「長崎県広域消防相互応援」の編成（本土地区）

## 編成の内訳（5本部 14隊 46人）

	指揮		消火		救助		救急		後方支援		合計	
	隊	人	隊	人	隊	人	隊	人	隊	人	隊	人
消防本部												
佐世保	1	3			1	5	1	3	1	2	4	13
県央			1	4	1	5	1	3	1	2	4	14
島原					1	5			1	3	2	8
平戸			1	3					1	2	2	5
松浦			1	4					1	2	2	6
合計	1	3	3	11	3	15	2	6	5	11	14	46

※ 被害に応じて離島地区の応援を求める場合は、8隊19人が追加で計画されている

予想時間（最短）：県央消防本部（有料道路 使用可） 1時間27分

予想時間（最長）：平戸市消防本部（有料道路 使用不可） 4時間25分

(1) 受援計画の概要

(2) 県内消防本部による応援体制

**(3) 緊急消防援助隊による他県からの応援体制**

## **(3) 緊急消防援助隊による他県からの応援体制**

### **緊急消防援助隊の発足**

**平成7年 阪神・淡路大震災を契機に大規模災害発生時の人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施するために発足**

### **緊急消防援助隊の適用範囲**

**(緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱)**

**大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び県（都道府）内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断される場合**

## (3) 緊急消防援助隊による他県からの応援体制

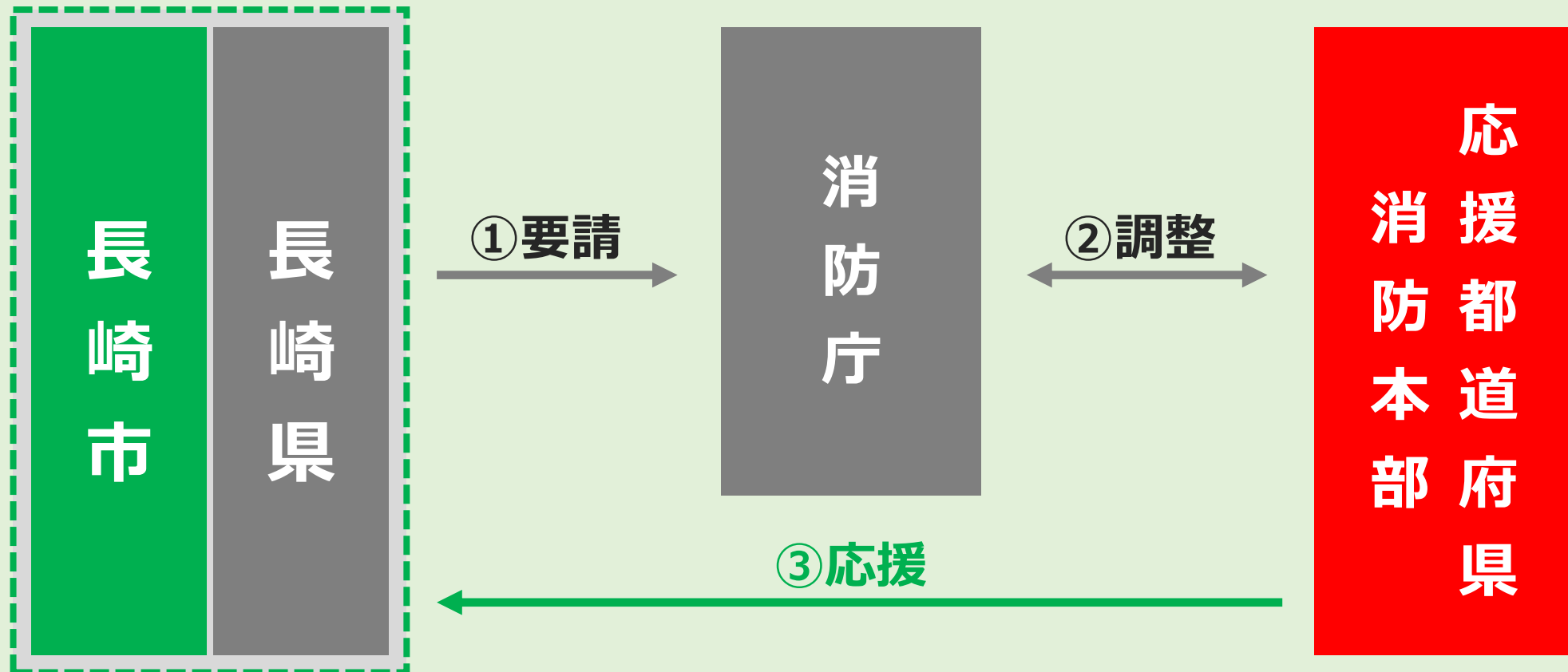
### 応援等の要請方法

消防庁が定める、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に基づく、応援等の要請方法については、次のとおり。

- ア 都道府県知事による緊急消防援助隊の応援等の要請
- イ 応援等の要請のための市町村長等の連絡
- ウ 消防庁長官による出動の求め、指示等

# 「緊急消防援助隊」 応援要請系統図

県内の応援を受けても、対応できない規模の災害が発生した場合、消防庁を通じて他県の消防本部に応援を要請する。



# 「緊急消防援助隊」の編成

## 編成の内訳（4県 169隊 584人）

県大隊	指揮支援隊		統合機動部隊 指揮隊		都道府県大隊 指揮隊		消火		救助		救急		後方支援		通信支援		特殊装備		帯同隊		合計	
	隊	人	隊	人	隊	人	隊	人	隊	人	隊	人	隊	人	隊	人	隊	人	隊	人	隊	人
<b>福岡</b>			2	8	2	7	19	80	5	25	13	40	22	55	1	3	1	4	2	6	<b>67</b>	<b>228</b>
<b>佐賀</b>			2	6	1	4	2	10	4	20	4	12	7	17							<b>20</b>	<b>69</b>
<b>熊本</b>	1	5	1	5	3	11	9	36	10	41	9	27	14	33	1	3	3	8			<b>51</b>	<b>169</b>
<b>大分</b>			1	5	1	5	11	55	4	20	4	12	8	16	1	3	1	2			<b>31</b>	<b>118</b>
<b>合計</b>	<b>1</b>	<b>5</b>	<b>6</b>	<b>24</b>	<b>7</b>	<b>27</b>	<b>41</b>	<b>181</b>	<b>23</b>	<b>106</b>	<b>30</b>	<b>91</b>	<b>51</b>	<b>121</b>	<b>3</b>	<b>9</b>	<b>5</b>	<b>14</b>	<b>2</b>	<b>6</b>	<b>169</b>	<b>584</b>

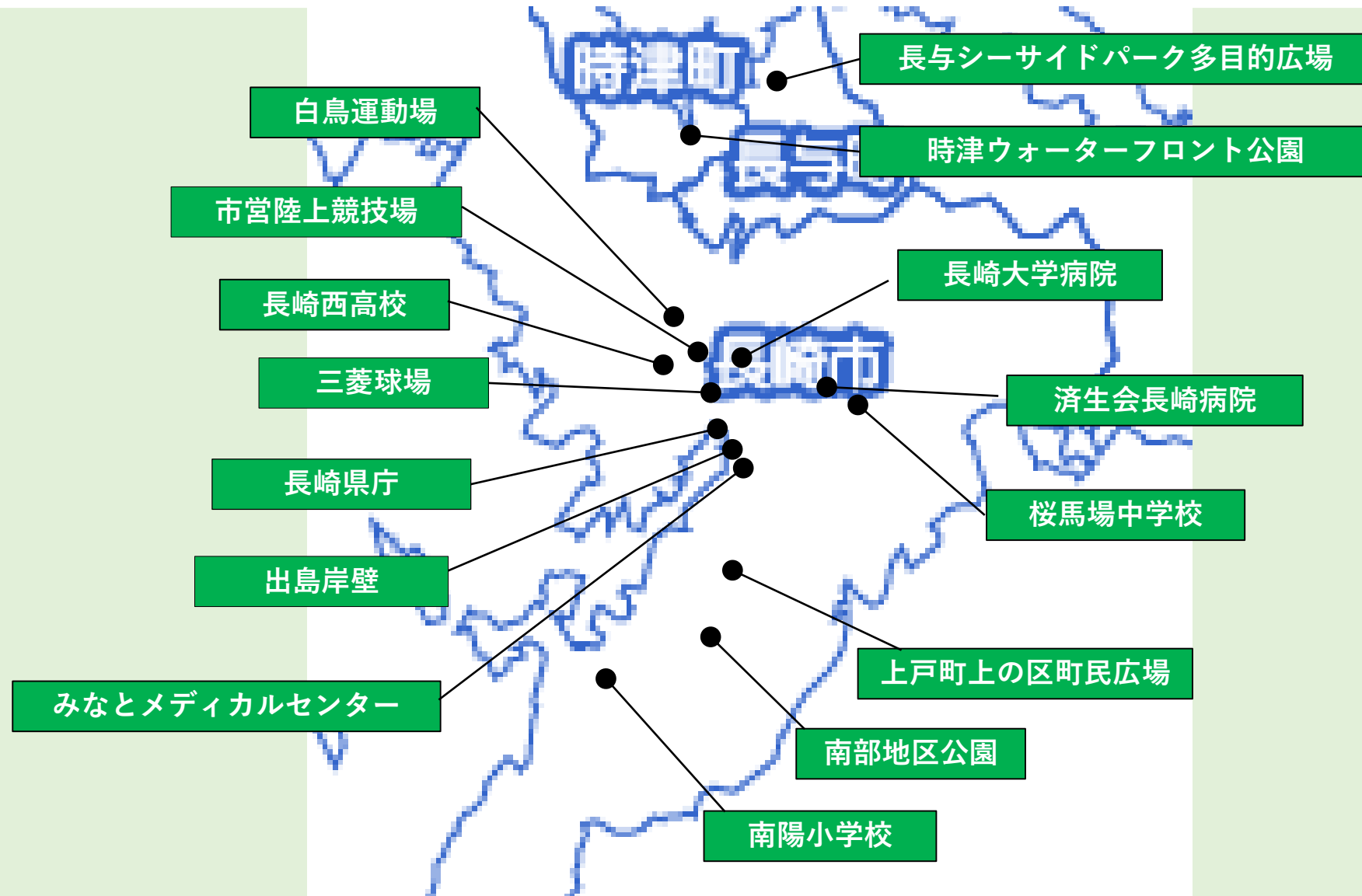
※ 震央が陸域の震度6弱以上で、応援の可能性あり

※ 隊数及び隊員数は、各県応援計画を参考としている

**予想時間（最短）：佐賀県（有料道路 使用可） 3時間9分**

**予想時間（最長）：大分県（有料道路 使用不可） 8時間16分**

# 受援時におけるヘリコプター離着陸場





### 3 上下水道局における受援計画について

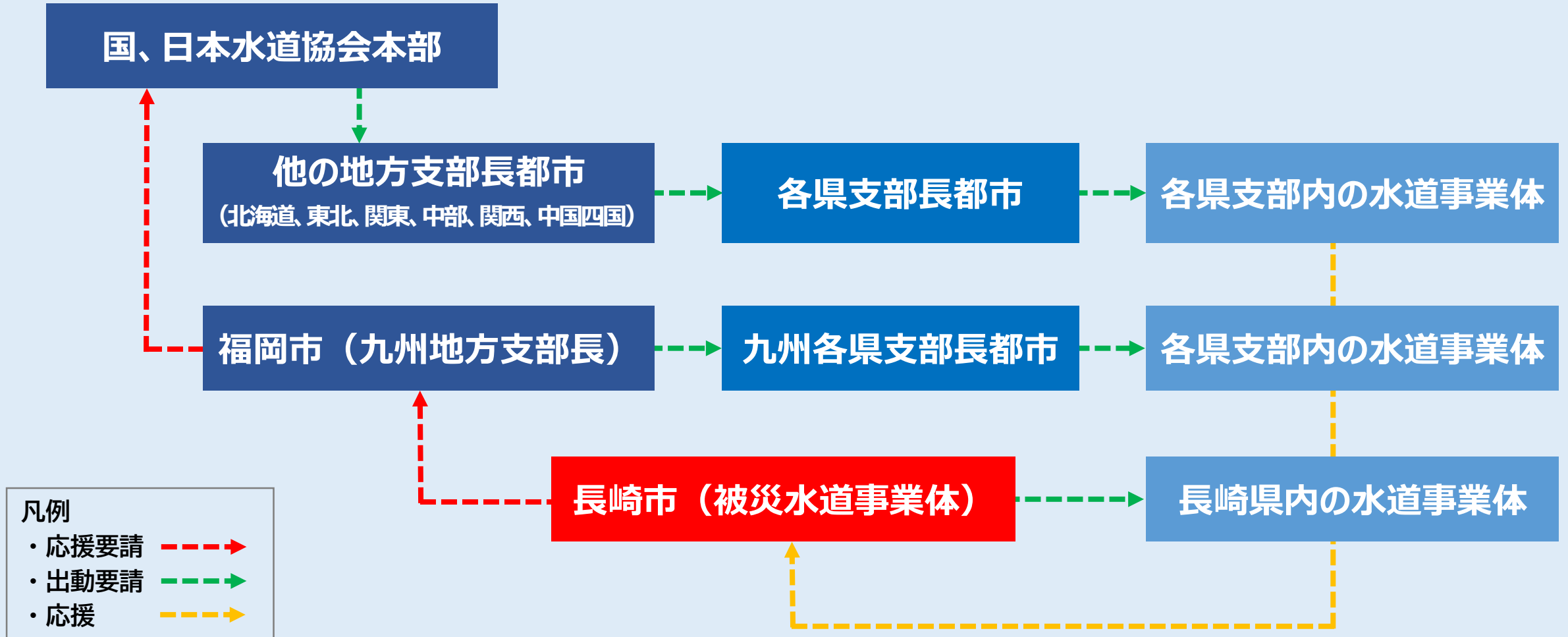
- (1) 応援要請フロー ..... 42
- (2) 受援体制 ..... 44

**(1) 応援要請フロー**

(2) 受援体制

# (1) 応援要請フロー

震度 5 弱以上の地震その他の自然災害等により大規模な断水が発生し、他都市からの支援が必要と判断される場合には、下図フローのとおり応援要請を行う。



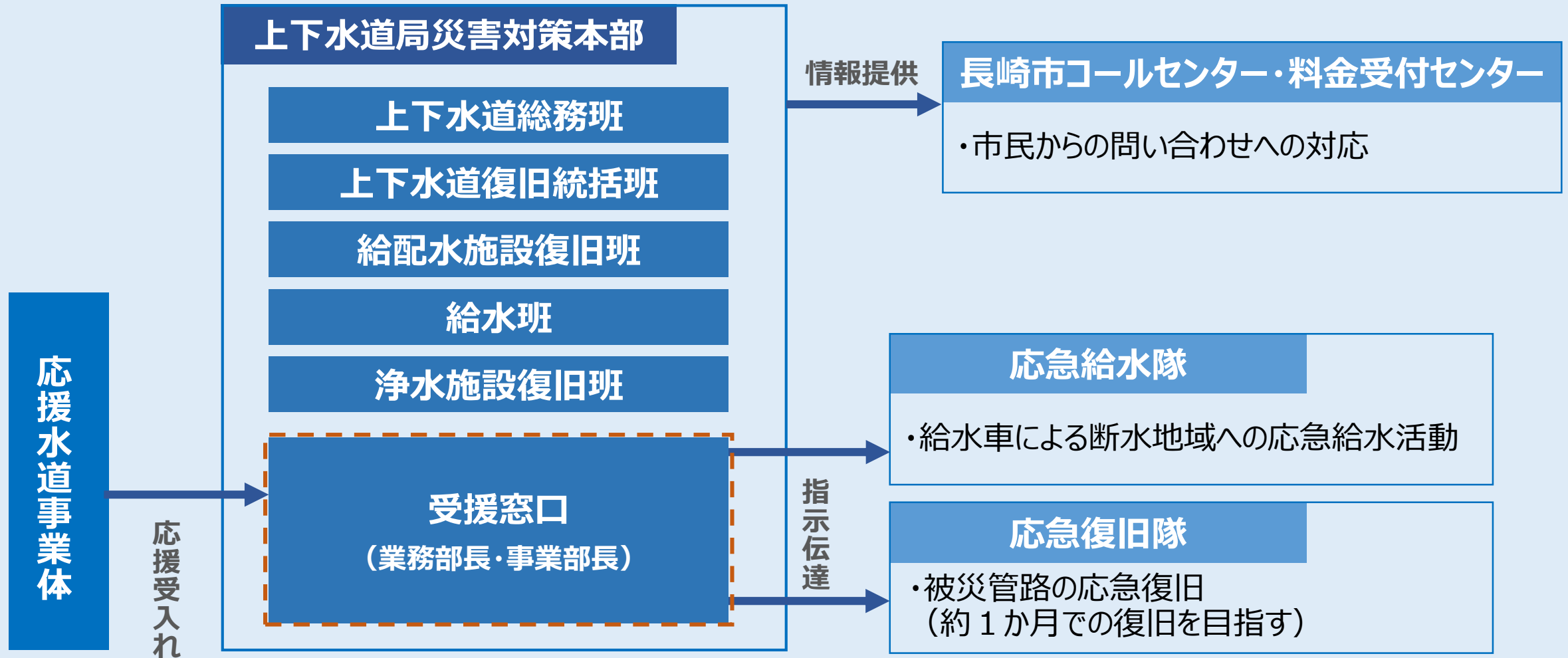
(1) 応援要請フロー

**(2) 受援体制**

## (2) 受援体制

応援水道事業者を円滑に受け入れるため、受援窓口を設置する。

受援窓口は、被害発生地区に応じて、東長崎浄水場又は小ヶ倉浄水場に設置する。



## (2) 受援体制

### 上下水道局災害対策本部

#### 上下水道総務班

- ・長崎市災害対策本部との連絡調整
- ・市民や報道機関への広報
- ・受援窓口の運営支援  
(備品の準備、駐車スペースの確保等)

#### 上下水道復旧統括班

- ・現場業務の統括及び調整
- ・応援水道事業体の配置検討
- ・復旧計画の取りまとめ

#### 給水班

- ・応急給水計画の作成

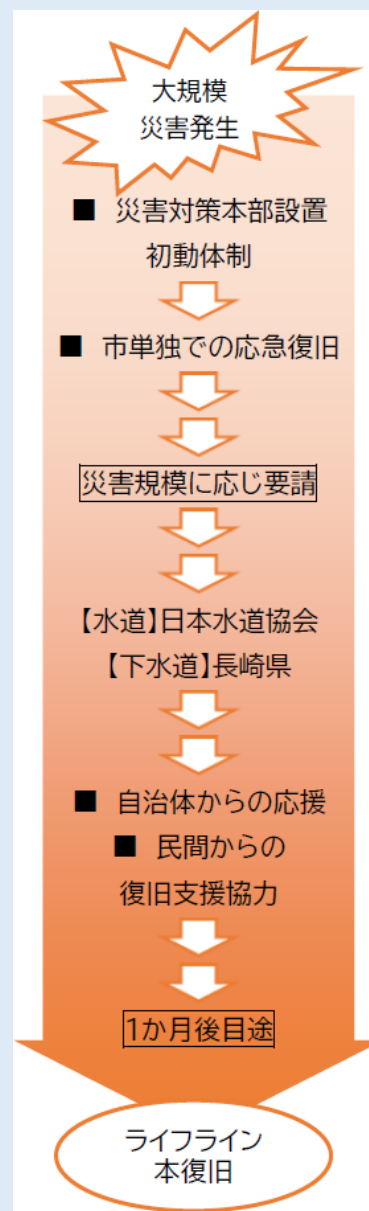
#### 給配水施設・浄水施設復旧班

- ・応急復旧計画の作成

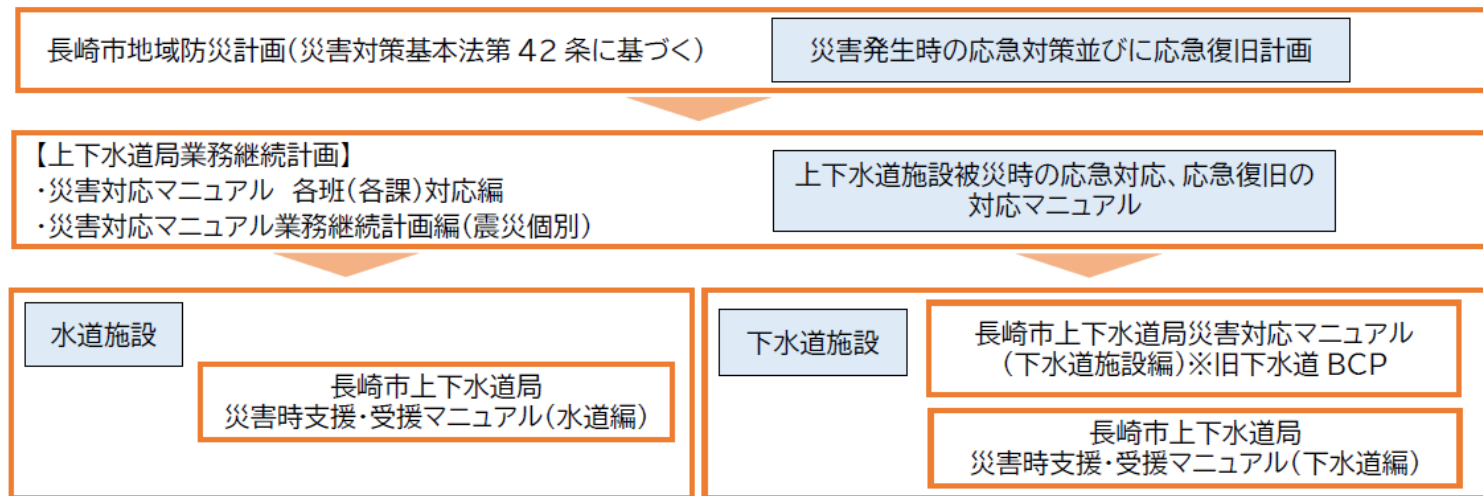
受援窓口を通じて、応援水道事業体との連絡調整を行う。

#### 受援窓口 (業務部長・事業部長)

- ・上下水道局災害対策本部と応援水道事業体との連絡調整
- ・応援の人数、車両、資機材等の確認及び集計
- ・支援物資の受領及び管理
- ・応援水道事業体との復旧状況等の情報共有
- ・応援水道事業体からの要望等の受付
- ・宿泊場所の情報提供



【災害発生時の対応(長崎市上下水道局の体制)】



【自治体間の支援体制】		【民間との災害時支援協定】	
策定	災害時対応マニュアル	協定先	協定
日本水道協会 【水道】	地震等緊急時対応の手引き (九州地方支部内において相互 応援協定を締結)	長崎市管工業協同組合 【上下水道】	災害時等における上下水道の復旧支援協力に 関する協定
日本下水道協会 【下水道】	下水道事業における災害支援に 関するルール	(一社)長崎県建設業協会 長崎支部 【上下水道】	大規模災害発生時における支援活動に関する 協定書
九州・山口ブロ ック都道府県間	「九州・山口ブロック下水道事業 災害時支援に関するルール」	(公社)日本下水道管路管 理業協会 【下水道】	災害時における復旧支援協力に関する協定
<b>【その他災害等に応じたマニュアル】</b> ①寒波対応マニュアル ②配水管破損事故処理マニュアル ③渇水期における水量管理と対策 ④浄水場・処理場における各手順書 ⑤クリプトスポリジウム等応急対策マニュアル		(一社)日本下水道施設業 協会 【下水道】	自然災害による下水道機械・電気設備緊急工 事に関する協定

【災害発生時における対応タイムライン(BCP(震災個別))及び災害対応マニュアル各班(各課)対応編から要約】

大規模災害発災後の最低限の行政機能を保持しながら早期復旧を目指し、1か月後には行政機能を回復し、市民が通常の生活を送れる状態とする。

タイムライン	災害発生後 3 時間以内 【災害発生期】	発生後 1 日目以内 【初動期】	発生後 3 日以内 【応急復旧期】	発生後 1 週間以内 【復旧期】	発生後 1 か月以内 【復旧復興期】
行政対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>初動体制の確立</li> <li>職員等の安全確保</li> <li>災害対策本部設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>窓口行政機能の回復</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者への支援の開始</li> <li>復旧・復興の本格化</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>行政機能の回復</li> </ul>
上下水道総務班 (総務・経理・料金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民への広報</li> <li>市民問合せ対応</li> <li>職員の動員</li> <li>物資調達(復旧資材・被服)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応援要請(日水協・県等)</li> <li>職員の安全衛生管理</li> <li>復旧資材の調達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応援人員の受入体制構築</li> <li>応援職員の執務環境の確保及び整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>復旧資材の調達 (不足する資機材の確保・応援資機材受入)</li> </ul>	
上下水道復旧統括班 (事業管理課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害状況の把握 浄水場・下水処理場・ポンプ施設</li> <li>被害発生の本部報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現場業務の統括及び調整</li> <li>必要人員・資材等の把握</li> <li>応援部隊との連絡調整</li> <li>復旧計画のとりまとめ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>復旧作業体制の構築</li> <li><b>復旧計画の作成</b></li> <li>復旧計画に応じて管組合へ応援要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>復旧までのスケジュール管理</li> <li>応援部隊の配置、作業状況の把握</li> </ul>	
給配水施設復旧班 (水道建設課・給水課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害状況及び影響戸数等の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>復旧・応急工事計画の策定 班編成、協力依頼、資機材の確保、関係機関との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急復旧作業開始</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>本復旧実施</li> </ul>
給水班 (給水課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急給水資機材の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>拠点給水箇所の選定</li> <li>拠点給水開始(給水車等)</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>(復旧に応じ縮小)</li> </ul>
浄水施設復旧班 (浄水課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>取水・導水・送水・浄水施設・ポンプ場の調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取水・導水・送水・浄水施設・ポンプ場の復旧、仮復旧</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>仮復旧完了</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本復旧実施</li> </ul>
下水道管路復旧班 (下水道建設課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急点検のための人員及び車両の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管渠等の調査・緊急措置(バキューム対応等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管渠等の調査・応急復旧(一次(目視)調査)</li> <li>長崎県への応援要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管渠等の調査・応急復旧・本復旧(二次(カメラ等)調査)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管渠等の調査・本復旧(二次(カメラ等)調査)</li> </ul>
下水処理場 (下水道施設課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>各処理施設・ポンプ施設調査・水質検査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各処理施設・ポンプ施設調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各処理施設・ポンプ施設調査及び復旧</li> </ul>		
<p>所管においての通常業務のうち、優先される業務を継続</p>					